

発行日：令和2年10月1日 発行元：税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ(株) 発行人：森 郁美

酒税・たばこ税改正

2020年10月より酒税法・たばこ税の改正に伴い、それぞれの小売価格が変更となります。今回はどのように改正が行われて、小売価格がどのように変更となるのかを確認します。

■ 酒税

まずは酒税ですが、これは酒類に課せられる税金で、下記の様に変更となります。

引上対象酒類	いわゆる「新ジャンル」	1%当たり28円↑	350ml当たり9.8円↑
	果実酒	1%当たり10円↑	750ml当たり7.5円↑
引下対象酒類	ビール	1%当たり20円↓	350ml当たり7円↓
	発泡酒(麦芽比率50%以上)	1%当たり20円↓	350ml当たり7円↓
	発泡酒(麦芽比率25%以上50%未満)	1%当たり11円↓	350ml当たり3.85円↓
	その他の醸造酒	1%当たり20円↓	1.8ml当たり36円↓
	清酒	1%当たり10円↓	1.8ml当たり18円↓
	雑酒(みりん類似以外)	アルコール分21度未満 アルコール分21度以上	1%当たり20円↓ 1%当たり1度につき1円↓

酒税が引き上げられるのは新ジャンル(第3)のビールとワインなどとなります。10月以降の小売価格は、酒類取り扱い店舗の判断に委ねられますが、酒税増減額に近い価格の変更を行って販売される事が想定されます。

■ たばこ税

たばこ税ですが、これも言葉の通りたばこに対して課せられる税金で、税率が高い事でも有名な税金です。たばこは正に**税金の塊**のような商品となっています。そして今回の増税では主に1箱50円増税となりました。この改正により紙巻1箱(20本)540円当たりたばこ税約285円、消費税約49円が課せられています。

また、来年の10月に更なる増税が予定されています。私は約15年前に禁煙をしたのですが、現在の愛煙家の方々にとっては厳しい増税となっていますね。

(宮崎 一佳)

あ と が き

新型コロナウイルスによる影響がまだまだ続いています。自分がいつ感染し、ほかの人にうつしているかわからない日々を過ごす中で、手洗いや消毒などできることは日頃から気をつけたいものです。

そんな中、除菌用アルコールスプレーを買われたお客様のレシートの消費税が8%であることに気がつきました。

8%ということは軽減税率対象です。軽減税率の対象品目ということは、①食品表示法に規定する食品（ただし酒類を除く）のうち、外食を含まないもの、②定期購読で週2回以上発行される新聞のどちらかですが、アルコールのような酒類が軽減税率の対象にならないのは皆さんもご存知だと思います。

ただし、アルコール成分が1度未満であれば酒税法に規定する酒類に含まれません。このアルコールスプレーはアルコール成分が1度未満だったのでしょうか。しかし、そもそもアルコールスプレーが食品に該当するものなのでしょうか。

調べていくうちに答えが見えてきました。

アルコールスプレーの中には食器やキッチン周りなど、食品に直接触れても安全なように食品添加物の認可を受けている種類があるようです。たとえば重曹のように、そういった食品添加物に分類されるアルコールスプレーであれば軽減税率対象になります。

衛生用品として口に触れても問題ないように作られた優しい商品が、結果として懐にも優しい商品だったということが今回分かりました。

さて、そろそろ年末の足音が近づいてきています。年末は年末調整などが近く差し迫る時期です。皆さまに接触する機会も増えてきますので、より一層感染拡大防止に努め、この危機を乗り越えて行こうと思います。

(岡島 俊)

税理士法人フロンティア会計/フロンティアパートナーズ株式会社

川崎市川崎区東田町 11-22 F T Kビル 5F

☎044-230-4110 📠044-230-4111 U R L :<https://partners.co.jp>

【アクセス】



電車の場合

JR線・京急線川崎駅南口徒歩8分
駅から新川通りをまっすぐ向かい、第一京浜の交差点
「新川橋」信号を左折してください。
(1Fにドコモショップのあるビルの交差点です)
曲がって3つ目にあるFTKビルの5Fが事務所です。

お車の場合

○東京方面・横浜方面から
第一京浜→「新川橋」交差点そば。
総合新川橋病院の向かいのFTKビルの5Fが事務所です。